

液化石油ガス関係事故措置マニュアル

I. 総 則

1. 目 的

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「液化石油ガス法」という。）に係る事故が発生した場合の、経済産業省本省（以下「本省」という。）、産業保安監督部及び災害発生所在地を管轄する都道府県（以下「事故発災県」という。）における連絡方法、対応措置、処分方法、対策の確立方法等の事故後の措置の実施の細目を定めることにより、事故に伴う業務の迅速、かつ、適確な処理を図ること目的とする。

2. 事故の定義等

(1) LPガス事故

液化石油ガス法に係る事故とは、液化石油ガス法が適用となる一般消費者等に係る供給及び消費段階に発生したものであって、次の各号の一に該当するもの（以下「LPガス事故」という。）をいう。

- ① 漏えい 液化石油ガス（以下「LPガス」という。）が漏えいしたものであって、引火に至らず、かつ、中毒・酸欠等による人的被害のなかったものに限る。
ただし、接合部等からの微量の漏えい（ネジ又はゴム管接合部等に石けん水を塗布した場合、気泡が発生する程度）は除く。
- ② 漏えい爆発 LPガスが漏えいしたことにより、爆発が発生し、又は爆発による火災に至ったもの
 - イ. 漏えい爆発（漏えいガスによる爆発のみの場合）
 - ロ. 漏えい爆発・火災（漏えいガスによる爆発後火災の場合）
- ③ 漏えい火災 LPガスが漏えいしたことにより火災（消防が火災と認定したものに限らない。）に至ったもの。（上記②を除く。）
なお、LPガスの漏えいがない状態でLPガス燃焼器具（これらに付帯するものを含む。）が過熱し、又は故障したことによる火災及びコンロ、グリル等の炎が周囲の物に燃え移ったことによる火災はLPガス事故に該当しない。
- ④ 中毒・酸欠 LPガス消費設備の不完全燃焼又はLPガス若しくは排気筒等からの排気ガスの漏えいにより、一酸化炭素中毒又は酸素欠乏の人的被害のあったもの。

(2) その他事故

次の各号の一に掲げるものはLPガス事故には該当しない。

- ① 自殺、故意、いたずら、盗難等が原因による事故
- ② 自然災害による事故
例) 地震による家屋の倒壊に伴う設備の破損等の事故
例) 洪水・土砂崩れによる設備の破損等の事故
ただし、自然災害による事故のうち、事故発生原因が地震時の転倒防止措置の不備、落雪等の防止対策（雪囲いや保護板の設置等）の不備等保安対策の実施不十分等に係るものについてはLPガス事故とする。
- ③ カセットコンロ及びカセットコンロ用容器に係る事故
- ④ その他上記(1)に掲げるLPガス事故に該当しない事故
例) 自動車の飛び込みによる事故

3. 事故の分類

事故が発生した場合、その事故の内容により次のとおり分類する。

(1) A級事故

次の各号の一に該当するものをいう。

- ① 死者5名以上のもの
- ② 死者及び重傷者が合計して10名以上のものであって、①以外のもの。
- ③ 死者及び負傷者（軽傷者を含む。）が合計して30名以上のものであって、①及び②以外のもの。
- ④ 人身被害のあるものであって、①から③までと同等以上の被害が認められるもの。
- ⑤ 甚大な物的被害（直接被害総額約2億円以上）を生じたもの
- ⑥ その発生形態、災害の影響程度、被害の態様（第三者が多数含まれている場合等）、テレビ、新聞等の取扱い等により社会的影響が著しく大きいと認められるもの。

(2) B級事故

A級事故以外の事故で次の各号の一に該当するものをいう。

- ① 死者1名以上4名以下のもの
- ② 重傷者2名以上9名以下のものであって、①以外のもの。
- ③ 負傷者6名以上29名以下のものであって、①及び②以外のもの。
- ④ 人身被害のあるものであって、①から③までと同等以上の被害が認められるもの。
- ⑤ 多大な物的被害（直接被害総額約1億円以上2億円未満）を生じたもの

- ⑥ その発生形態、災害の影響程度、被害の態様、テレビ、新聞等の取扱い等により社会的影響が大きいと認められるもの。

(3) C級事故

A級事故及びB級事故以外の事故

4. 人的被害の分類

被害の程度により次のとおり分類する。

死者：事故発生後、おおむね5日以内に死亡が確認された者

重傷者：事故発生時に全治30日以上を負傷をした者

軽傷者：事故発生時に全治30日未満を負傷をした者

II. 事故が発生した場合における措置

1. 本省における措置

(1) 連絡体制

- ① 事故の連絡を受けた者は、速やかに液化石油ガス保安課業務班長又は企画班長（以下「業務班長等」という。）に連絡する。業務班長等は、その内容を液化石油ガス保安課長に報告する。

なお、休日又は夜間であって連絡がとれない場合（以下「勤務時間外」という。）におけるA級事故又はB級事故の連絡については、別紙1により、それぞれ電話連絡を行う。

- ② 事故の発生を自ら知った場合は、事故発災県を管轄する産業保安監督部に対し、「2. 事故が発生した地域を管轄する産業保安監督部における措置」に従って指示をする。

- ③ 事故報告を受けた場合、速やかに様式1の項目による事故の報告書を作成し、事故の規模、態様に応じて別紙2の配付範囲表の該当範囲の関係者に対し配付する。また、続報があった場合は、その都度、速やかに第1報に準じて配付する。

なお、A級又はB級事故の場合には、産業保安監督部、都道府県との緊密な連絡による情報収集を行う他、以下の方法により、できる限り詳細な情報の収集を行う。

イ 事故関係企業等からの事情聴取

ロ テレビ、ラジオ、新聞等のニュースからの情報収集

ハ 関係行政庁からの情報取得

- ④ LPガス事故かどうか不明な場合でも、LPガス事故でないと確認されるまでは、LPガス事故として対応する。ただし、不明である旨明言する。

(2) 事故現場への出動

- ① 次の事故が発生した場合は、必要に応じ速やかに担当官を現地に派遣する。
 - イ A級事故に該当するもの
 - ロ B級事故のうち第三者被害を含む等重要と認められるもの
 - ハ その他、保安上重要な問題を含んでいると認められるもの
- ② 当該事故が保安対策上重要な問題を含んでいると認められる場合は、高圧ガス保安協会の役職員又はこれと同等の知識を有する者を同行させ、又はこれに現地調査を委嘱することができる。

(3) 措 置

- ① 事故発災県及び事故発災県を所管する産業保安監督部と密接な連絡をとり、事故の状況を把握し、必要な場合には意見を述べる。
- ② 事故の連絡は結果報告の状態が殆どであるが、二次災害の可能性もあるため、事故のその後の展開にも十分留意する。
- ③ 事故原因究明のため必要と認めるときは、都道府県、LPガスの関係団体等の協力を得て所要の現地調査・実験研究等を行う。
- ④ 平成19年2月16日に経済産業省が定めた事故情報の公表基準及び大臣官房総務課広報室が定めるところに従いプレス対応を行う。

(4) 対 策

- ① 販売事業者等事故報告を行った者（以下「販売事業者等」という。）の法令違反が事故に密接に関係していると認められた場合には、処分を行う。
- ② 事故の内容に応じ対策を検討し、必要と認めるときは次に掲げる対策を講ずる。
 - イ 一般消費者等に対し、事故の再発防止を周知・徹底する。
 - ロ 産業保安監督部及び都道府県に対し対策事項を示し、LPガス関係業界、販売事業者等の監督・指導について要請する。
 - ハ LPガス関係業界に対し、事故防止のための有効な方策を検討、実施するよう指導等を行う。
 - ニ 販売事業者及び保安機関等に対しては、事故の再発防止のための指導を行う。

(5) その他

- ① 提出を受けた事故調査報告書に基づき、事故の動向及び事故原因を整理分析し、公表する。
- ② 上記の分析結果を踏まえ、事故防止対策、改善事項を集約し、LPガス保安行政及び消費者啓発に反映させる。

2. 事故が発生した地域を管轄する産業保安監督部における措置

(1) 事故急報

- ① 事故の発生を自ら知り、又は連絡を受けたときは、速やかに電話等により本省に連絡する。なお、事故の発生を自ら知り、又は事故発災県より先に販売事業者等からの報告を受けたときは、事故発災県に対して連絡し、別添 1 の措置を依頼する。
- ② A 級又は B 級事故については、勤務時間外の場合、上記①の連絡は、業務班長等に行う。
- ③ 連絡は、様式 1 に掲げる項目について行う。ただし、不明確な項目のある場合には、事故発生直後の通報については、知りうる限りの情報を報告し、その後、新たな情報が得られた段階で様式 1 の項目について報告する。
- ④ LP ガス事故かどうか不明な場合でも、LP ガス事故でないと確認されるまでは、LP ガス事故として対応する。ただし、不明である旨明言する。

(2) 事故現場への出動

- ① A 級事故が発生した場合は、速やかに事故現場に出動し、事故発災県等と協力して事故原因の究明にあたりるとともに様式 2 に掲げる項目について調査を行う。
- ② B 級事故については、必要に応じ出動し、上記に掲げる項目について調査を行う。
- ③ 現地調査の途中経過を随時本省に報告する。ただし、本省の職員が現地調査を実施しているときは、この限りでない。

(3) 措 置

- ① 事故発災県と密接な連絡をとり、事故の状況を把握するとともに、別添 1 の実施状況を確認し、必要な場合には意見を述べる。
- ② 事故の連絡は結果報告の状態が殆どであるが、二次災害の可能性もあるため、事故のその後の展開にも十分留意する。
- ③ 重要な事項については必要に応じ本省に連絡し指示を受ける。

(4) 対 策

- ① 販売事業者等の所管行政庁（以下「所管行政庁」という。）は、販売事業者等の法令違反が事故に密接に関係していると認められた場合には、必要に応じて処分を行う。

- ② また、事故の内容に応じ、必要と認めるときは次に掲げる対策を講ずる。

イ 販売事業者等に対する改善指示書の交付。この場合、改善事項を明示するとともに改善計画書を提出させ実施結果を報告させる。

なお、所管行政庁は、事故発災県と協議の上、販売事業者等に対する改善指示書の交付を行う。

この場合、事故発災県は所管行政庁へ改善の実施結果の確認を求めることができる。

ロ 類似事故防止のための消費者啓発、LPガス関係業界、販売事業者等への改善指導を行う。

③ その他、事故発災県と密接な連絡をとり管内事情に応じた対策を講ずる。

④ 前記①から③の結果については、本省に報告する。

(5) 事故報告（LPガス事故に限る。）

産業保安監督部は、A級又はB級事故の場合は、事故発生の日から10日以内に液化石油ガス保安規則様式第58（以下「液石則様式58」という。）又は液化石油ガス保安規則様式第58の2（以下「液石則様式58の2」という。）による事故報告書を受理し、速やかに本省に提出する。

C級事故については、1ヶ月分を翌月10日までに受理し、様式3とともに提出のあった当月の15日までに本省に1部提出する。

なお、事故が発生しなかった場合においても様式3によりその旨を報告する。

3. その他、事故が発生した地域を管轄する都道府県において取ることが望ましい措置について、参考として別添1のとおり示しておく。

附 則（平成13・01・06原院第17号）

本マニュアルは、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成17・03・23原院第6号）

本マニュアルは、平成17年4月1日から施行する。

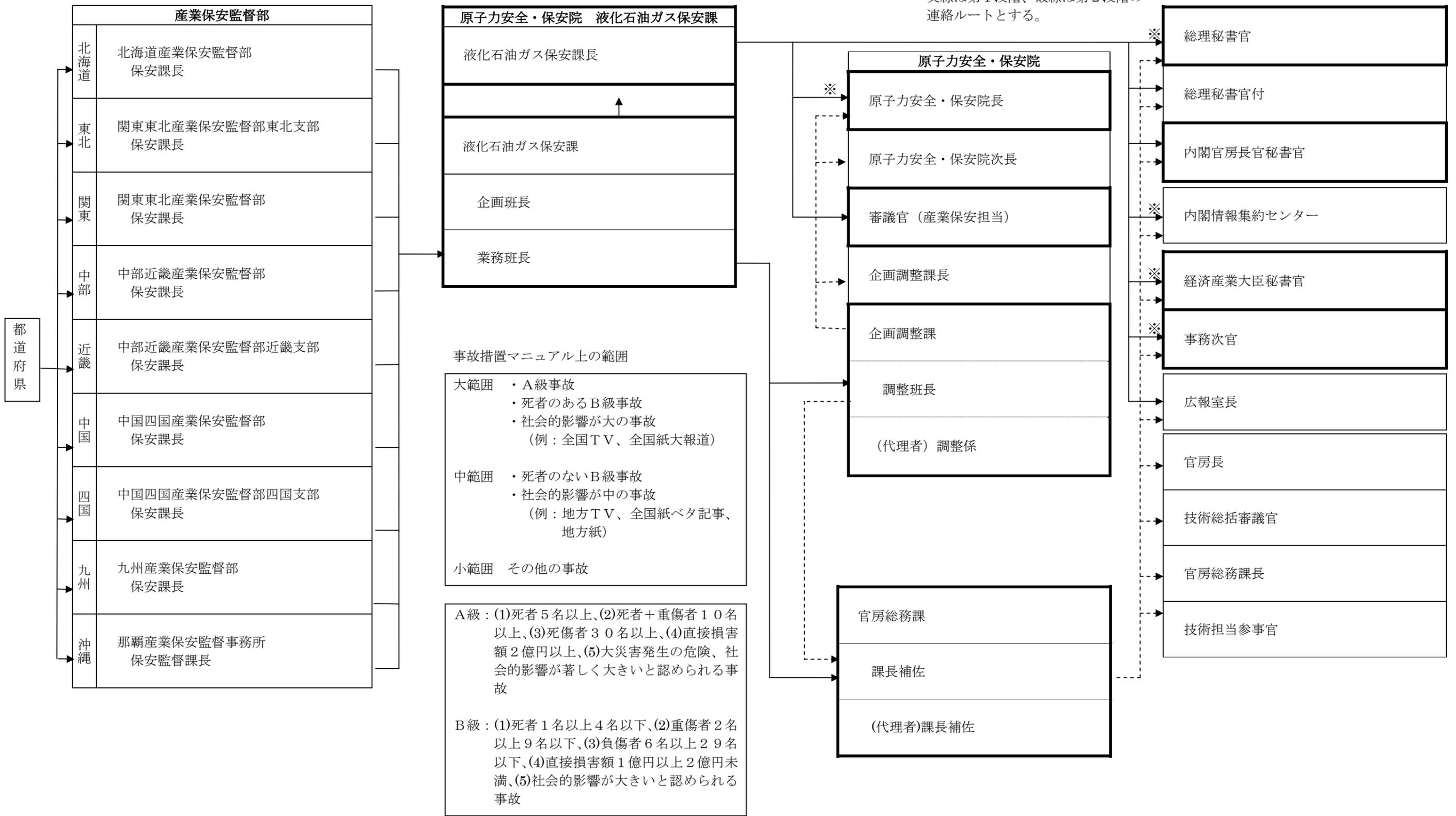
附 則（平成19・05・14原院第2号）

本マニュアルは、平成19年5月14日から施行する。

事故措置マニュアル上の中範囲

事故措置マニュアル上の大範囲

※印は原則として課長が連絡する。
 実線は第1段階、破線は第2段階の
 連絡ルートとする。



事故発災県における措置

1. 事故急報

- (1) 事故が発生したことを知ったときは、速やかに電話等により産業保安監督部に連絡する。
- (2) A級又はB級事故については、勤務時間外は、産業保安監督部担当課長に連絡する。
- (3) 連絡は、様式 1 に掲げる項目について行う。ただし、不明確な項目のある場合には、事故発生直後の通報については、知りうる限りの情報を報告し、その後、新たな情報が得られた段階で様式 1 の項目について報告する。
- (4) LPガス事故かどうか不明な場合でも、LPガス事故でないと確認されるまでは、LPガス事故として対応する。ただし、不明である旨明言する。

2. 事故現場への出動

- (1) A級又はB級事故が発生した場合は、速やかに事故現場に赴き、事故原因の究明にあたりとともに様式 2 に掲げる項目について調査を行う。
- (2) C級事故についても必要に応じ出動し上記に掲げる項目について調査を行う。
- (3) A級及びB級事故の場合は、現地調査の途中経過を随時産業保安監督部に報告する。ただし、本省又は産業保安監督部の職員が現地調査を実施しているときはこの限りでない。

3. 措置

- (1) 事故の原因（直接的、間接的発生原因、被害拡大原因等）を究明するための調査検討を行う。
- (2) 事故の再発を防止するための対策を検討する。
- (3) 法令違反（事故原因に関わりのないものも含む。）の有無及び事故の責任の所在を調査する。
- (4) 共同住宅における事故の場合においては、同じ住宅の他の入居者に対し注意喚起等の必要な指導を行う。
- (5) 事故の連絡は結果報告の状態が殆どであるが、二次災害の可能性もあるため、事故のその後の展開にも十分留意する。
- (6) 重要な事項については必要に応じ産業保安監督部と協議する。
- (7) 事故発災県と所管行政庁が異なる場合、事故発災県は、事故報告の内容及び前記の(1)から(4)の結果を所管行政庁に通知する。

4. 対 策

- (1) 所管行政庁は、販売事業者等の法令違反が事故に密接に関係していると認められた場合には必要に応じて処分を行う。
- (2) 事故の内容に応じ、必要と認めるときは次に掲げる対策を講ずる。
 - ① 販売事業者等に対する改善指示書の交付。この場合、改善事項を明示するとともに改善計画書を提出させ実施結果を報告させる。

なお、事故発災県と所管行政庁が異なるときは、事故発災県と所管行政庁が協議の上、販売事業者等に対する改善指示書の交付を行う。この場合、事故発災県は所管行政庁へ改善の実施結果の確認を求めることができる。
 - ② 類似事故防止のための消費者啓発、LPガス関係業界、販売事業者等への改善指導を行う。
- (3) 前記(1)又は(2)の結果については、産業保安監督部に通知する。

5. 事故報告（LPガス事故に限る。）

- (1) 事故発災県は、A級又はB級事故の場合は、事故発生の日から10日以内に、液石則様式58又は液石則様式58の2の事故報告書を取りまとめ、産業保安監督部に2部提出する。また、その際、写真、図面等があれば、添付する。液石則様式58又は液石則様式58の2の事故の状況欄における別紙については、様式2とする（以下同じ）。

C級事故については、1ヶ月分を取りまとめ、液石則様式58又は液石則様式58の2により、翌月10日までに産業保安監督部に報告する。また、その際、写真、図面等があれば、添付する。

なお、報告書（様式2）の「報告段階」の項目については、原因調査等を含め事故報告が完了する場合にのみ『確報』にチェックを行う。
- (2) C級事故の報告にあわせて、1ヶ月分の全ての事故に係る事故件数等について、様式3により取りまとめ産業保安監督部に報告する。

なお、事故が発生しなかった場合においても様式3によりその旨を報告する。
- (3) 発生箇所及び発生原因を不明として報告した事故については、原因が判明次第報告する。ただし、事故発生後3ヶ月経過後、原因等が判明していないものについては、不明となっている理由等を経過後1週間以内に報告する。

なお、報告書（様式2）の「責任の所在」・「発生原因種別」の項目については、「不明」を選択する場合、その理由を記載する。
- (4) 報告書提出後、被害状況、措置等の記載内容に新たな事実が判明し、又は、変更があった場合は、追加報告を行う。

事故発生報告

1. 発生日時（時間は 24 時間呼称による。）
2. 発生場所
3. 事故発生箇所
 - ① ガス栓
 - ② 消費機器（接続ホース等消費機器本体、接続箇所（ガス栓側、消費機器側）
 - ③配管等
 - ④メーター
 - ⑤調整器
 - ⑥高圧ホース
 - ⑦供給管
 - ⑧集合装置
 - ⑨バルク貯槽等
 - ⑩充てん設備
 - ⑪その他
 - ⑫不明

※特定消費設備（①及び②）の場合

- イ. 機種（名称）
- ロ. 製造者又は輸入者名
- ハ. 型式 [給排気式：開放式、CF、FE、BF、FF、RF]
- ニ. 製造年月
- ホ. メーカーへの連絡
 - (1) 連絡済み
 - (2) 連絡予定（年 月 日を予定）
- ヘ. 特監法のラベル表示 [有・無・不明]
 - (1) 工事業者：
 - (2) 事業者連絡先：
 - (3) 監督者氏名：
 - (4) 資格証の番号：
 - (5) 施工内容：
 - (6) 施工年月日： 年 月 日

4. 被害の状況

人 的	1. 死 者	名 (うち第三者	名)
	2. 重傷者	名 (うち第三者	名)
	3. 軽傷者	名 (うち第三者	名)

物 的 (内 容)

5. 県がとった措置又は対策

6. 事故の概要等

①事故の概要

②推定原因

③法令違反の有無

④警報器等安全器具の設置の状況

⑤その他

液化石油ガス一般消費者等事故調査報告書

様式 2

本省番号： _____

報告年月： 平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日	整理番号： _____
報告書作成者： _____ 都・道・府・県	報告段階： _____
所属： _____ 局・部 _____ 課・室	速報（第 _____ 次） _____
氏名： _____ 電話 _____	原因判明段階： _____
	推定 _____
	確定 _____
	別添： あり なし

発生日時： 平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日（ ____ 曜日） ____ 時 ____ 分頃（24時間制） 天気 _____ 事故分類： A級 B級 C級

LPガス事故
 事故現象： 1. 漏えい 2. 漏えい爆発（a. 漏えい爆発 b. 漏えい爆発・火災） 3. 漏えい火災 4. 中毒・酸欠（a. 一酸化炭素中毒 b. 酸素欠乏）

1. 住所又は所在地： _____ 都道 _____ 市 _____ 区 _____ 府県 _____ 郡 _____ 町 _____ 村 I. 豪雪地域 II. 地震防災対策強化地域	2. 氏名又は名称： _____ a. 認定対象一般消費者 b. その他
3. 建物用途： a. 一般住宅 b. 共同住宅 c. 寮・寄宿舎 d. 旅館 e. 飲食店 f. その他店舗 g. 学校 h. 医・病院 i. 工場 j. 事務所 k. その他(_____)	5. 建物規模： 1棟(_____)階建 共同住宅の場合 世帯数(_____)
4. 建物構造： a. 木造 b. 鉄骨造 c. 鉄筋コンクリート造 d. その他(_____)	6. 屋内外区分： I. 屋外 { a. 容器周り(容器～調整器) b. ガスメーター周り c. 地上配管 d. 埋設配管 e. その他(_____) } II. 屋内 A. 発生階数 { a. 地階 b. 1階 c. 2階 d. 3階 e. その他(_____) } B. 発生部屋等 { a. 居室(イ. 和室 ロ. 洋室) b. 風呂場 c. 台所・厨房 d. 食堂 e. その他(_____) }
7. LPガス供給状況： 容器（a. 体積販売 b. 質量販売）(_____ kg× _____ 本、 _____ kg× _____ 本)、バルク貯槽（ _____ kg）、貯槽（ _____ t）	9. 推定漏えい量： _____ m ³
8. 毎月の使用量（直近の3ヶ月間の平均値）： _____ m ³	

販売者	a. 認定販売事業者 b. その他 _____ 都道 _____ 市 _____ 区 _____ 府県 _____ 郡 _____ 町 _____ 村	名称等： _____ (電話 _____ - _____ - _____) { 卸売業者名： _____ }	登録行政庁 (a. 省 b. 局 c. 都道府県) 登録番号 _____
-----	--	--	--

充てん事業者	_____ 都道 _____ 市 _____ 区 _____ 府県 _____ 郡 _____ 町 _____ 村	名称等： _____ (電話 _____ - _____ - _____)
--------	---	--

被害状況				被 害 者				人 的 被 害 の 区 分			
1. 人的被害				氏 名	摘 要	第三者 ○印	性別	年齢	死亡	傷害	傷害の程度・全治日数等
	死 者	重 傷 者	軽 傷 者								
当事者(人)											
第三者(人)											
計(人)											

2. 物的被害 損害の程度 全焼・全壊・半焼・半壊・一部焼損壊・ 破損・焦損・濡損・その他(_____) 共同住宅・雑居ビル・長屋の場合は、 総戸数 _____ 戸の内被害 _____ 戸 総室数 _____ 室の内被害 _____ 室 損害見積額(_____)	被害物件 (所有・占有者、建物の構造、階数、面積等、工作物の種類 動産—機械器具・什器・備品・家財家具・自動車等)
---	--

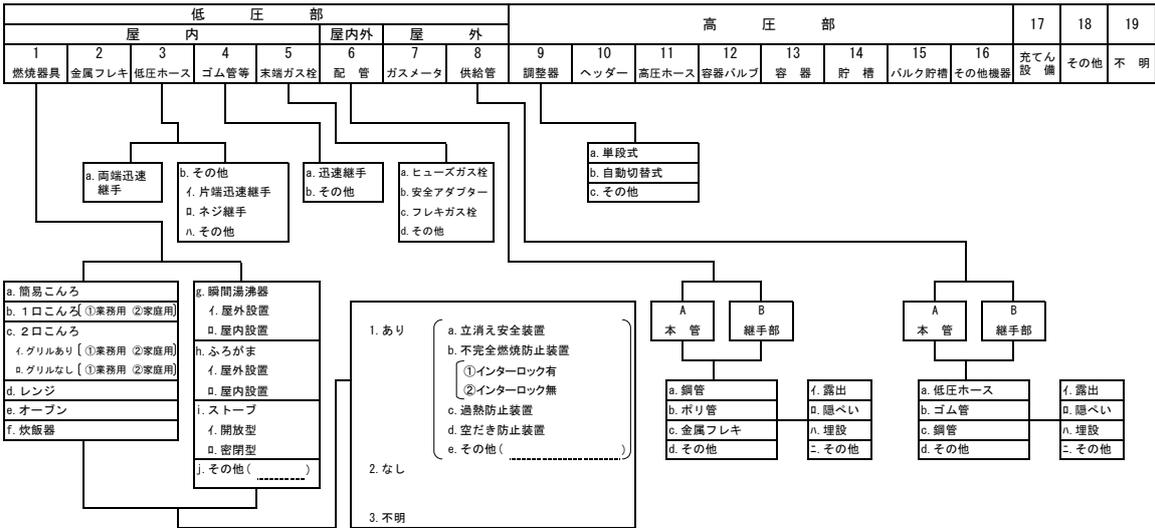
事故の概要：事故の全容及び特に事故原因（推定）の詳細について記入する。新聞のコピー等参考資料があれば添付する。

1. 全 容：

2. 原因：
 a. 一次原因（直接原因）：

 b. 二次原因（間接原因）：

漏えい等発生箇所： I. 漏えい等発生箇所が事故発生場所にある II. 漏えい等発生箇所が事故発生場所以外にある



漏えい等発生原因：

原因所在箇所 (名称)	原因																		
	1. 接続不良	2. 損傷	3. 腐食・劣化	4. 不具合	5. 故障	6. 凍結	7. 未使用の誤開放	8. 器具未接続	9. 過熱	10. 点火ミス	11. 立消え	12. 弁・栓等閉止	13. 弁・栓等忘れ	14. 給排気不良	15. 燃焼不良	16. 換気不良	17. その他	18. 不明	
1. 燃焼器具																			
2. 金属フレキ																			
3. 低圧ホース																			
4. ゴム管等																			
5. 末端ガス栓																			
6. A 配管一本管																			
B 配管一継手																			
7. ガスメータ																			
8. A 供給管一本管																			
B 供給管一継手																			
9. 調整器																			
10. ヘッダー																			
11. 高圧ホース																			
12. 容器バルブ																			
13. 容器																			
14. 貯槽																			
15. バルク貯槽																			
16. その他機器(高圧部)																			
17. 充てん設備																			
18. その他																			
19. 不明																			

- 着火源：
- 換気扇の操作
 - 冷蔵庫のサーモスタッド
 - 前記以外の電気製品
 - タバコの火(マッチ、ライター)の火
 - 燃焼器具の火
 - 静電気
 - その他()
 - 不明

(1) 漏えい等発生箇所が特定消費設備に係る場合の名称等：

イ) 機種(名称)： _____
 ロ) 製造者又は輸入者名： _____
 ハ) 型式 [給排気方式： 開放式、CF、FE、BF、FF、RF] _____
 ニ) 製造年月： 昭和・平成 _____ 年 _____ 月
 ホ) 特監法のラベル表示 [有、無、不明] _____
 ① 工事業者： _____
 ② 事業者連絡先： _____
 ③ 監督者氏名： _____
 ④ 資格証の番号： _____
 ⑤ 施工内容： _____
 ⑥ 施工年月日： _____
 ヘ) ガス消費量 (_____ W) [_____ kg/h]

(2) 漏えい箇所が特定消費設備以外(調整器、ガスメータ、高圧ホース、バルク貯槽、充てん設備等)の場合の名称等：

イ) 機種(名称)： _____
 ロ) 製造者又は輸入者名： _____
 ハ) 型式： _____
 ニ) 製造年月： _____

容器の結露、霜の付着状況：
 結露 1. あり 2. なし 3. 不明
 霜 1. あり 2. なし 3. 不明

LPガス臭気の感知の有無：
 1. あり (a. 当事者 b. 同居者 c. 隣人 d. その他)
 2. なし
 3. 不明

事故発生場所におけるガス漏れ警報器の有無： 1. あり 2. なし 3. 不明

【「あり」の場合】

A. 作動状況 (a. 電源「入」 b. 電源「切」 c. 不明)
 B. 設置位置 (a. 検知区域内 b. 検知区域外 c. 不明)
 C. 鳴動状況 (a. 鳴った b. 鳴らない c. 不明)

な事
つ故
たと
理か
理由

イ. 耳が不自由
ロ. 病気等で動けない
ハ. 酒酔い等で意識が希薄
ニ. その他()

鳴ら
たな
理か
理由

イ. 電源が入っていない
ロ. 探知できない位置、ガス量
ハ. 警報器が故障、欠陥品
ニ. その他()

D. 警報器の品質等
 a. 検定合格証あり(設置年月：昭和・平成 _____ 年 _____ 月)
 b. 検定合格証なし
 c. 不明

事故発生先場所における供給機器安全装置設置状況：

1. 供給機器等の管理状況（設置年月は直近のものを記入）：
- a. 調整器（型式：_____、容量：_____ kg/h、設置年月：昭和・平成_____年_____月）
 - b. ガスメータ（型式：_____、容量：_____ m³/h、設置年月：昭和・平成_____年_____月）
 - c. 高圧ホース（設置年月：昭和・平成_____年_____月）
 - d. 低圧ホース（設置年月：昭和・平成_____年_____月）
2. 安全装置設置状況： [自動ガス遮断装置が設置されている場合の作動]
- a. ガス放出防止器 a. 設置 b. 無し
 - b. 遮断弁付ガスメーター a. 設置 [イ. パイプ（S、II、C、L、SB、B、H）ロ. マイコンメーターI] b. 無し（イ. 作動した ロ. 作動しない ハ. 不明）
 - c. ヒューズガス栓 a. 設置 b. 無し
 - d. 自動ガス遮断装置 a. 設置（イ. ガス漏れ警報器連動 ロ. 対震 ハ. その他） b. 無し（イ. 作動した ロ. 作動しない ハ. 不明）
 - e. CO警報器 a. 設置 b. 無し
 - f. 集中監視システム a. 設置（イ. 双方向 ロ. 片方向） b. 無し（イ. 作動した ロ. 作動しない ハ. 不明）
 - g. その他（_____）
3. 安全装置等の設置義務：
- a. 設置義務施設 b. その他

責任の所在：（該当する番号を全てについて記入する。）

1. 一般消費者等 2. 販売事業者（a. 認定 b. その他） 3. 設備工事業者 4. 器具メーカー 5. 保安機関
6. 配送センター 7. 充てん事業者 8. その他（_____） 9. 不明（理由：_____）

発生原因種別：（該当する番号を全てについて記入する。）

1. 自然現象 a. 暴風雨 b. 地震 c. 水害 d. 山崩れ e. 雪害
f. その他（_____）
2. 地盤沈下
3. 動物による破損 a. 犬 b. 猫 c. ネズミ d. その他（_____）
4. 設備等の不備
- a. 製作不完全（不具合等）
 - イ. 設計ミス
 - ロ. 製造ミスによるもの
 - ハ. その他（_____）
 - b. 腐食・劣化
 - イ. 経年によるもの
 - ロ. 設置環境の不良
 - ハ. その他（_____）
 - c. 施工不完全
 - イ. 設備の設計段階及び工事の施工段階における設計ミスによるもの
 - ロ. 工事ミスによるもの
 - ハ. その他（_____）
 - d. 容器交換不備
 - イ. 容器交換作業に係る設備損傷
 - ロ. 容器の接続不良及び未接続
 - ハ. 作業終了後の点検ミス
 - ニ. 消費者宅のガス使用状態未確認
 - ホ. 容器交換時に消費者が不在の場合の連絡不徹底によるもの
 - ヘ. その他（_____）
 - e. 供給設備点検不備
 - イ. 点検（法令に基づく点検）の不履行又は点検不十分
 - ロ. 点検作業ミス
 - ハ. 消費者に対する連絡（ガス使用の注意）不徹底
 - ニ. 使用中の機器の故障
 - ホ. 点検作業中の設備の破損等によるもの
 - ヘ. その他（_____）
 - f. 消費設備調査不備
 - イ. 調査（法令に基づく調査）の不履行又は調査不十分
 - ロ. 調査作業ミス
 - ハ. 消費者に対する連絡（ガス使用の注意）不徹底
 - ニ. 使用中の機器の故障
 - ホ. 調査作業中の設備の破損等によるもの
 - ヘ. その他（_____）
 - g. 周知不備
 - イ. 周知（法令に基づく周知）の不履行又は周知不十分
 - ロ. その他（_____）
 - h. 緊急時対応不備
 - イ. 対応の不履行及び遅れ
 - ロ. 作業中のミス
 - ハ. 作業中の設備の破損
 - ニ. 消費者に対する連絡不徹底
 - ホ. その他（_____）
 - i. 緊急時連絡不備
 - イ. 連絡の不履行及び連絡の遅れ
 - ロ. その他（_____）
5. 充てん作業の不備
 - イ. 作業中のミス
 - ロ. その他（_____）
6. 消費者の取扱い不備
 - イ. 消費者の器具の取扱いミス
 - ロ. その他（_____）

（a. 男性 b. 女性）
（イ. 13才未満 ロ. 13～64才 ハ. 65才以上）

7. 自殺

8. その他（_____）

9. 不明（理由：_____）

様式 3

年 月 日

産業保安監督部担当課長あて
又は
経済産業省原子力安全・保安院
液化石油ガス保安課長あて

各都道府県担当課長
又は
各産業保安監督部担当課長

液化石油ガス一般消費者等事故報告について

(年 月分)

当月に発生した事故（又は、当月に所轄都道府県から報告を受けた事故）は、下記のとおりです。